

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	医療福祉費支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、医療福祉費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県北茨城市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療福祉費の支給に関する事務、Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務
②事務の概要	<p>＜医療福祉費の支給に関する事務＞ 北茨城市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年12月27日条例第40号)により、対象となる妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成する。</p> <p>①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容、障害内容等により受給者ごとに分類(妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等)し、資格管理を行う。</p> <p>②世帯員の課税状況により医療費助成対象者を判定し、受給者証を交付する。</p> <p>③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う。</p> <p>＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞</p> <ul style="list-style-type: none">・情報連携のため、北茨城市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	医療福祉システム、統合宛名システム、住民記録システム、個人住民税システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 医療福祉資格情報ファイル 2. 医療福祉助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第2項・北茨城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 なし</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第15号</p> <p>・番号法第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則</p> <p>・北茨城市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>※情報提供ネットワークシステムによる情報連携は、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等についてのみ実施</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
――	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保険年金課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

保険年金課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い実施し、システム入力時など特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場面においては、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管するなど対策を講じている。	

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該システムへのアクセスにおいては、認証カードによって厳格な本人認証を行っている。また、アクセスログを記録し、システムの利用状況を追跡調査できる環境を整備している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は十分であると考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条2項に基づく、北茨城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条2項 ・北茨城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	法令上根拠修正
平成29年5月31日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号の規定に基づき同法第19条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 ・番号法第9条第14号 ・番号法第9条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 ・北茨城市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号の規定に基づく条例)※情報提供ネットワークシステムによる情報連携は、母子家庭の母子、父子家庭の	事後	法令上根拠修正
平成29年5月31日	II しきい値判断項目、1対象人 数、いつ時点の計数か	平成27年11月30日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	II しきい値判断項目、2取扱者 数、いつ時点の計数か、	平成27年12月28日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	II しきい値判断項目、1対象人 数、評価対象の事務の対象人 数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象人数修正
平成31年4月26日	II しきい値判断項目、1対象人 数、いつ時点の計数か	平成29年5月1日時点	平成31年1月29日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	II しきい値判断項目、2取扱者 数、いつ時点の計数か、	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年10月31日	II しきい値判断項目、1対象人 数、いつ時点の計数か	令和3年1月27日 時点	令和7年10月31日時点	事後	時点修正
令和7年10月31日	II しきい値判断項目、2取扱者 数、いつ時点の計数か、	令和3年4月1日 時点	令和7年10月31日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I 関連情報、1特定個人情報を取り扱う事務①事務の名称	医療福祉費の支給に関する事務	医療福祉費の支給に関する事務、Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務	事後	法令上の根拠修正
令和7年10月31日	I 関連情報、2特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	<p><医療福祉費の支給に関する事務></p> <p>北茨城市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年12月27日条例第40号)により、対象となる妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成する。</p> <p>①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容、障害内容等により受給者ごとに分類(妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等)し、資格管理を行う。</p> <p>②世帯員の課税状況により医療費助成対象者を判定し、受給者証を交付する。</p> <p>③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う。</p>	<p><医療福祉費の支給に関する事務></p> <p>北茨城市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年12月27日条例第40号)により、対象となる妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成する。</p> <p>①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容、障害内容等により受給者ごとに分類(妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等)し、資格管理を行う。</p> <p>②世帯員の課税状況により医療費助成対象者を判定し、受給者証を交付する。</p> <p>③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う。</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、北茨城市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 	事後	法令上根拠修正
令和7年10月31日	I 関連情報、1特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	医療福祉システム、統合宛名システム、住民記録システム、個人住民税システム、中間サーバー	医療福祉システム、統合宛名システム、住民記録システム、個人住民税システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)	事前	法令上根拠修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	IV リスク対策8.人手を介在させる作業	未記入	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い実施し、システム入力時など特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場面においては、複数人の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管するなど対策を講じている。	事後	新様式による追加
令和7年10月31日	IV リスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策	未記入	当該システムへのアクセスにおいては、認証カードによって厳格な本人認証を行うとともに、アクセス権限への付与を必要最低限の職員に限定している。また、アクセスログを記録し、システムの利用状況を追跡調査できる環境を整備している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は十分であると考える。	事後	新様式による追加